



税を考える週間協賛行事

第13回 地域ふれあい講演会のご案内

平成30年

10月22日(月)

開演 18:00~19:50
(受付 17:00)

会場 厚木市文化会館
大ホール

講演テーマ

「異常気象と環境問題」

環境問題や地球温暖化がクローズアップされている現在、それが引き起こす様々な異常気象がどれくらいの規模で、どのようなメカニズムで起こるのかをわかりやすく解説し、私たちは今何を行えばいいのかを提言します。

入場無料

お申し込みは法人会事務局まで。詳細は12ページをご覧ください。

TBSテレビ「ひるおび!」でお馴染みの
気象予報士・お天気キャスター

もり あきら
森 朗 氏

厚木法人会 一声運動

消費税期限内納付

納税準備預金などで計画的な納税資金の準備を

第7回通常総会を盛大に開催

去る6月15日、レンブラントホテル厚木において、第7回通常総会を盛大に開催した。第一部の通常総会では、事業報告及び決算報告等の総会提出議案は全て可決承認された。また、第二部の功労者表彰式では、平素から会の運営等に尽力された方々並びに支部・地区に対して、会長表彰状、感謝状が贈呈されるとともに、当会が一般募集している「税の標語」の最優秀賞者には、記念品が贈られた。

第7回通常総会は、正会員148社（委任状提出正会員1142社、出席率56・8%）が出席し、また来賓として

関係各界代表者が列席して盛大に行われた。



第一部の通常総会は、島本副会長の開会のことばで始まり、続いて物故会員に対して黙祷が捧げられた。次に小嶋会長から挨拶があり、会長が議長に就き議案審議に入った。

第一号議案の平成29年度事業報告及び財務諸表承認並びに監査報告承認の件については、中野総務委員長から事業報告と財務諸表について議案説明があり、続いて、横山監事が監査報告を行った。これらの総会提出議案は全て満場一致で原案どおり可決承認された。次に報告事項として、中野総務委員長から平成30年度の事業計画及び予算について報告がなされた。

第二部の功労者表彰式では、



▲あいさつする小嶋会長

法人会活動に顕著な功績のあった25名、1支部、5地区に対して、会長表彰状並びに感謝状が贈呈された。また当会が一般募集している「税の標語」入賞作品の紹介と最優秀賞者には記念品が贈られた。（3ページ参照）

チャリティー金を各市町村へ寄贈

去る3月5日、小嶋会長はじめ、神崎担当副会長並びに西委員長は、当会管轄区域の厚木市、愛川町、清川村を訪ね、昨年9月のチャリティーゴルフ大会や12月のチャリティーパーティーをはじめ、年間を通じて実施した募金活動によるチャリティー金（総額47万円）を各市町村に配分して、社会福祉事業に役立てていただくようお願いし、寄贈した。



▲左から西委員長、小野澤町長、小嶋会長、神崎副会長（愛川町役場にて）



また、総会会場の入口には、会員企業の出展され、自社商品の紹介やパンフレットなどの配付を行い、多くの来場者の目を引いた。

来賓祝辞では、厚木税務署の加藤哲署長、神奈川県厚木県税務所の海老原隆所長、厚木市の小林常良市長から、それぞれ祝辞をいただいた。第三部の懇親会では、会員相互の交流を深め、第7回通常総会は盛会裏に終了した。

平成30年度 会長表彰状・感謝状受彰者

1. 個人の部 (敬称略)

◎会長表彰状受彰者 (永年功勞)

- (有)ラツキー 加藤 順
- (株)ヤマ 山口 好
- (有)三界 大川 隆
- (有)白井農産 白井 欽
- (有)山口養豚場 山口 昌
- (有)ナガノ設備 佐藤 稔
- (有)石射工務店 石射 忠
- (株)ホンダプリモ厚木 葛籠 貫
- (有)甘利園芸センター 甘利 明
- (有)エステートこがね 小 政
- 鈴木土建(株) 鈴木 匡
- (有)王神工務店 木 藤 功
- (株)アイコーホーム 鳥 羽 清
- (有)原モーターズ 原 正
- (有)大橋硝子建材 大橋 啓
- (有)エム・シー・サービス 宮 松 仁

◎会長感謝状受彰者 (永年功勞)

- (株)肉の田口 田口 幸一
- (株)桐生工務店 桐 生 昌道
- (有)三平工務店 三 平 建次
- (株)厚木瓦斯(株) 厚木 佐々木 孝
- (株)セキトウウェブ 関 原 敏文



▲感謝状受彰の田口幸一氏(右)

神奈川県法人会連合会の 法人会功労者表彰式

去る6月22日、横浜ベイホテル東急において、上部団体の神奈川県法人会連合会の通常総会が開催され、終了後、法人会功労者表彰式が行われた。同席上では(公財)全国法人会総連合の会長表彰状が伝達されるとともに、神奈川県法人会連合会の会長表彰状・感謝状が贈呈され、本会からは下記の方々が受彰された。

(敬称略)

(公財)全国法人会総連合 会長表彰状受彰者

- (有)酒谷工務店 酒谷 伸幸
- 東日工業(株) 宮本 眞

(敬称略)

(一社)神奈川県法人会連合会 会長表彰状受彰者

- (株)東明サイエンス 西 剛輝
- (有)マルモ米穀 松野 久



◎会長感謝状受彰者

(新規会員獲得社数5社以上の者)

- (株)小林リビング 小林 知彌 12社
- (有)飯山倉庫 飯原 菊枝 8社
- (株)アールアサオカ 浅岡 國芳 6社
- 大同生命保険(株) 澁谷 宏子 6社



▲感謝状受彰の小林知彌氏(右)

2. 団体の部 (敬称略)

◎会長感謝状受彰支部

(新規会員獲得社数の最高位の支部)

依知支部 15社

◎会長感謝状受彰地区

(新規会員獲得社数の上位5地区)

- 1位 依知中地区 14・0社
- 2位 小鮎地区 9・5社
- 3位 愛川第5地区 9・0社
- 4位 旭町西地区 8・0社
- 5位 玉川地区 7・0社

「税の標語」表彰受賞者

★最優秀賞

見えずとも 必ず役立つ その税金

松永 悦子 様 (厚木市三田在住)

★優秀賞

納税で「いいね」がいっぱい響く街

小林 孝雄 様 (厚木市元町在住)

★佳作

助け合う 税が育む 希望と絆

有瀬 政勝 様 (厚木市王子在住)

税金が住みよい暮らしを支えている

熊坂 良介 様 (愛川町角田在住)

快適な暮らしに税は 生きている

北村 純一 様 (厚木市妻田東在住)



▲税の標語 最優秀賞の松永悦子氏(右)



法人会キャラクター「けんた」

中小企業が優秀な人材を確保するために

中小企業診断士 石川アサ子

経営戦略として考える 働き方改革

社員たちが、自由な働き方をしながら活き活きと生活し、良い仕事をする事で、同時に会社の評判も業績も上がっていく。

そんな不可能に思われることを実現する時が来ました。働き方改革とは、働き方を「改善・改良」するのではなく、根本から変える「改革」なのです。

中小企業の雇用の現状

「人材が確保できない！」ここ数年、そんな中小企業の声が非常に多く聞きます。現在、日本は人手不足という大きな課題を抱えています。厚生労働省が発表する有効求人倍率（求職者一人対する求人数）では、最も高かったバブル期終盤の1990年7月の1.48倍という数値を、2016年11月にととうとう上回り、

2018年3月時点で1.59倍と、高度成長期終盤に迫る勢いで上昇しています。

しかし、ゼリクルートワークス研究所の調査による有効求人倍率では、実は5千人以上の大手企業では0.39倍と今でも低く、一方で299人以下の中小企業に限っては6.45倍と、大企業と中小企業との格差は非常に大きいのです。

大企業には集中して求職者が押し寄せ人余りの状況、中小企業にとっては少ない求職者を奪い合うという厳しい現実が分かります。さらに、日本の総人口は減少の一途を辿っています。2015年の人口1億2,709万人から2030年には1億1,913万人と985万人が減少すると推測され、さらに、総人口における生産年齢（15〜64歳）の割合も60.7%から51.4%に減少すると見られています。

4%に減少すると見られています。企業は常に人が不足して生産年齢人口も減っている。では、当然、労働力人口も減っているのかというと、実はそうではないのです。

総務省の労働力調査によると、15歳以上人口は横ばいであるのに対し、労働力人口は労働需要に比例して増加しているのです。一体なぜなのか、そこに「働き方改革」のヒントがあります。

なぜ、15歳以上人口が横ばいなのに対し、2012年以降顕著に労働力人口が増えているのかと言えば、その理由は明快で、15歳以上でこれまで働いていなかった人が徐々に働き始めたからです。

これらの人とは具体的に、女性、高齢者、障がい者、就職困難だった若者、外国人などが挙げられます。つまり、このような人々が、今まで働きたくとも働くことが出来なかったその事情を克服して、働ける環

境をつくることで「働き方改革」の方策なのです。

国が求めている 新たな働き方

今（6月時点）、国で審議を進めている働き方方法案とは、どのようなものでしょうか。

安倍内閣のニッポン一億総活躍プラン

| | | | |
|------------------------------|--|--------------|--------|
| 生産性向上 | | | |
| 女性活躍 | 育児・介護 離職ゼロ | 同一労働 同一賃金 | 多様な働き方 |
| 長時間労働の是正 | | | |
| 働き方改革 | 子育て・介護・すべての子どもが希望する教育を受けられる環境整備 希望出生率1.8・介護離職ゼロ・戦後最大の名目GDP600兆円に向けた取組 | | |
| 名目GDP600兆円の実現 希望を生み出す強い経済 | 希望出生率1.8の実現 / 介護離職ゼロの実現 夢をつぐむ子育て支援 | | |
| ニッポン一億総活躍プラン | | | |
| 少子高齢化・労働人口の減少 | | | |

境が多ければ、その年度は赤字となり、負債は膨らんでいく一方なので、政府はなんとか近い将来これを黒字化するための計画を進めています。

高齢化が進み歳出となる社会保障費が増える中、少子化での人口減少に歯止めをかけ、何とか将来の市場と労働力となる子供を産む環境を作り、そして、日本企業の99.7%を占める中

小企業には、何とか限られた人員でも生産性を向上して良い業績を上げ、市場を活性化させて、歳入である税金を生んで欲しい。

そんな中、平成28年に閣議決定された、「ニッポン一億総活躍プラン」では、大きな二つの柱である、①名目GDP600兆円の実現、②希望出生率1.8の実現 / 介護離職ゼロの実

現を掲げています。

今回の働き方改革法案は、

この2つの柱を達成するための具体的な手段として位置づけられ、長時間労働の是正をベースとして、①女性活躍、②育児・介護離職ゼロ、③同一労働同一賃金、④多様な働き方、に取り組むことで生産性を向上するという目的の元の法案です。

この働き方改革法案の主な内容は以下の通りで、特に問題となっていること、年上限720時間の残業規制に罰則が課せられることです。

- ①長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現
 - ・労働時間に関する制度の見直し(残業規制、割増賃金、有給休暇)
 - ・勤務間インターバル制度の普及促進
 - ・産業医・産業保健機能の強化
- ②雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保
 - ・不合理な待遇差を解消するための規定の整備
 - ・労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

・行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続の整備

現在、オリンピック需要やアベノミクス効果で日本のGDPは2012年度の約494兆円から2017年度では約548兆円へと5年で約54兆円と11%近く回復しています。

このように需要が増えていく中、ただでさえ人員確保が困難で人手不足の中小企業は、更に残業を減らさなくてはならないという、恐ろしい課題と直面しています。

働き方改革とは労働生産性を上げること

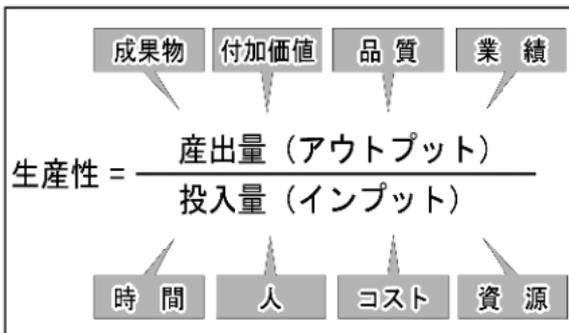
法律が変わるからと、会社から一方的に残業規制やいろいろな休暇や休業の取得の奨励をしても、仕事の仕組みを変えなければ、単純に誰かの負荷が誰かの負荷に振替えられるだけで、全体のモチベーションが下がってしまいます。それは、逆に生産性が下がるとともに、退職リスク

も引き起こし、働き方改革の本末転倒になってしまいます。

企業としては、「働き方改革」の取組みにより、社員の仕事と生活の満足度を上げることで、企業の評価と業績を上げていくことを前提とします。

生産性とは、仕事への投入量(インプット)に対する産出量(アウトプット)の割合です。

より少ない「時間」と、「人」のインプットで、今まで通りのアウトプットを産み出すことが生産性向上

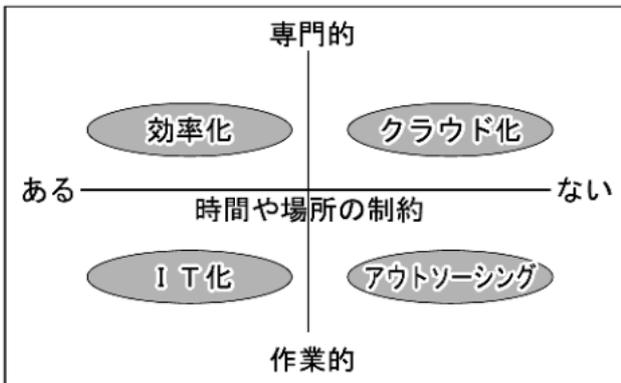


の取組みです。

では、実際にどうすれば良いのかという具体的方法例をご紹介します。

はじめにすべきことは、会社の中に存在する全ての仕事を棚卸して一覧表にして、

- ①仕事の質: 専門的(属人的)かそうでないかと、
 - ②制約: 時間や場所に制約があるかの二つの軸で振り分け、
- その後、それぞれの仕事の性質に応じた、働き方改革の取組みを検討します。



○専門的かつ制約なし…クラウド化(TV会議含む)

スケジュールやファイルなどを共有するグループウェアや顧客管理データなどをクラウドIT化することで、会社に在席しなくても自宅や客先などで仕事を行う、など。

○専門的かつ制約あり…効率化
電話や会話など他の仕事を入れない「集中時間」や「集中ルーム」を設ける、など。

○作業的かつ制約なし…アウトソーシング
自社以外の専門の会社に業務を委託、外注する、など。

○作業的かつ制約あり…IT化・機械化
業務ソフトや機械を導入し、業務処理のスピード化、自動化を図る、など。
とくに、にITを導入する中小企業に対しては、IT導入支援補助金などもありますので、この機会是非活用されては如何でしょうか？

税務署からのお知らせ

大法人についてe-Taxが義務化されます

平成30年度税制改正により、「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、一定の法人が行う法人税等の申告にはe-Taxにより提出しなければならぬこととされました(以下「e-Tax義務化」といいます。)

e-Tax義務化の概要は以下のとおりです。

◆対象税目

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税

(注) 地方税の法人住民税及び法人事業税についても電子申告が義務化されます。

◆対象書類

申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全て

◆対象法人の範囲

- ① 内国法人のうち、事業年度開始の時に資本金の額等が1億円を超える法人
- ② 相互会社、投資法人及び特定目的会社

※ 消費税及び地方消費税の場合は上記法人に加え、国・地方公共団体

◆対象手続

確定申告書、中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及び還付申告書

◆適用日

平成32年(2020年)4月1日以後に開始する事業年度(課税期間)から適用

e-Tax義務化とともに、以下のような環境整備を実施し、利便性の向上を図ります。

■提出情報等のスリム化

① 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化

記載件数が100件を超える場合については、①又は②の記載方法によることも可能とします。

① 売掛金(未収入金)や買掛金(未払金・未払費用)など、記載量が多くなる傾向にある勘定科目(14科目)を対象に、上位100件のみを記載する方法(記載省略基準の柔軟化)

② 受取手形の内訳書など、記載単位を(取引等の)相手先としている勘定科目(7科目)を対象に、支店・事業所別に記載する方法(記載単位

の柔軟化)

※ ①②のほか、一部の記載項目(「貸付金及び受取利息の内訳書の「貸付理由」欄など)を削除するなどの簡素化を行います。



◎イメージデータ(PDF形式)で送信された添付書類の紙原本の保存不要化

送信するイメージデータについて、一定の解像度・階調の要件を付した上で、紙原本の保存を不要とします。

※ そのほか、土地収用証明書等の添付を不要とします。

■データ形式の柔軟化

◎法人税申告書別表(明細記載を要する部分)・財務諸表・勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化

エクセル等で作成可能なCSV形式による提出を可能とします(国税庁から標準フォームを提供(財務諸表については勘定科目コードを公表))。

※ 現状、e-Taxで送信可能なデータ形式は一律XML形式若しくはXBRL形式としています。

■提出方法の拡充

◎e-Taxの送信容量の拡大

送信1回当たりの上限を、申告書は約2倍(約5000枚)、添付書類は約5倍(約100枚)に拡大します。

平成30年度 厚木税務署定期異動状況 (敬称略)

| 職名 | 新 | | 旧 | |
|--------------|---------|--------------------|--------|------------------|
| | 氏名 | 前任地 | 氏名 | 赴任先 |
| 署長 | 武田 満 明 | 内閣府 公益認定等委員会事務局 | 加藤 哲 | 退職 |
| 副署長 | 大辻 秀 幸 | 留任 | — | — |
| 特別調査官(法人担当) | 押切 敏 明 | 芝署 特別調査官(法人担当) | 今重 雅 文 | 渋谷署 特別調査官(法人担当) |
| 総務課長 | 小林 正 明 | 横浜南署 徴収第1部門 統括官 | 木村 泰 徳 | 世田谷署 総務課長 |
| 法人課税第1部門統括官 | 富阪 泰 裕 | 留任 | — | — |
| 法人課税第2部門統括官 | 福澤 淳 一 | 留任 | — | — |
| 法人課税第3部門統括官 | 大坂屋 義 幸 | 留任 | — | — |
| 総務課長補佐 | 佐藤 儀 明 | 戸塚署 総務課長補佐 | 井上 綾 果 | 渋谷署 法人課税部門 上席調査官 |
| 法人課税第1部門審理上席 | 鈴木 啓 一 | 留任 | — | — |
| 法人課税第1部門源泉担当 | 山口 豪 | 厚木署 法人課税第1部門 上席調査官 | 上代 彩 奈 | 厚木署 法人課税第1部門 調査官 |

税務職員を装った不審な電話 「振り込め詐欺」にご注意ください！

税務職員を装い、現金自動預け払い機（ATM）を操作させ振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生しています。



— 被害に遭わないための注意事項 —

納税者の皆様が予期せぬ被害に遭わないよう、次の点にご注意願います。

- ① 税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせする場合は、提出していただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。
- ② 税務署や国税局では、還付金受取のために金融機関等の現金自動預け払い機（ATM）の操作を求めることはありません。
- ③ 税務署や国税局では、国税の納税のために金融機関の口座を指定して振込みを求めることはありません。

ご不審な点があるときは、下記まで電話等によりお問い合わせください。

【問合せ先】厚木税務署 総務課
電話（046）221-3261

◎添付書類等の提出方法の拡充（光ディスク等による提出）

e・Taxの送信容量を超えてしまうような場合に対応するため、光ディスク等による提出を可能とします。

■提出先の一元化

◎国・地方税当局間の情報連携を通じた財務諸表の提出先の一元化

外形標準課税対象法人等が、e・Taxにより財務諸表を提出した場合には、法人事業税の申告における財務諸表を提出したものとみなします。

◎連結法人に係る個別帰属額等の届出書の提出先の一元化

e・Taxにより提出した場合に、連結親法人による個別帰属額等の届出書の一括提出を可能とします。

※ そのほか、連結親法人となる法人等が

連結納税の承認の申請書等を提出した場合に、連結子法人となる法人等が提出することとされている、連結納税の承認の申請書を出した旨の届出書等の提出を不要とします。

■認証手続の簡便化

◎法人の認証手続の簡便化

① 法人税及び地方法人税の申告書における経理責任者の自署押印欄を廃止します（これにより、e・Taxにより提出した場合、経理責任者の電子署名は不要となります。）。

② 法人が行う電子申告に付すべき代表者の電子署名に代えて、当該代表者の電子委任状を添付することにより、委任を受けた当該法人の役員・社員の電子署名によることも可能とします。

e・Tax義務化についてのQ&A

Q1 法人の判定はいつの時点で行われますか？

「大法人」に該当するかどうかは「事業年度開始の時」に判定します。

（注）消費税の申告において、期間特例を受けている法人の各課税期間の消費税申告についても、「事業年度開始の時」に判定します。

Q2 決算期変更以外でe・Tax義務化の開始時期が早くなる場合は？

平成32年（2020年）4月1日以後に開始する事業年度（課税期間）では、法人税（消費税）において予定（中間）申告（仮決算の場合も含む。）を行う場合、消費税において期間特例を選択している場合などが挙げられます。

Q3 e・Tax義務化の対象となった場合は？

所轄税務署長に対し、e・Tax義務化の対象法人である旨の届出書を提出する必要があります。

Q4 大法人がe・Taxを行わず、書面で申告した場合は？

e・Tax義務化の対象となる法人が、e・Taxにより法定申告期限までに申告書を提出せず、書面により提出した場合、その申告書は無効なものとして取り扱われることとなり、無申告加算税の対象となります。

す。

（注）2期連続で法定申告期限内に申告がない場合は、青色申告の承認の取消対象となります。

Q5 インターネット回線の故障などによりe・Taxができない場合は？

災害その他の理由によって、e・Taxにより法定申告期限までに申告書を提出することが困難な場合には、所轄税務署長の承認を得た上で、書面により申告書を提出することで、例外的に申告義務が履行されたものとみなされ、その書面による申告書は有効なものとして取り扱われます。なお、所轄税務署長の承認を得るためには、事前に申請書を提出する必要があります。

詳しい改正内容等につきましては、国税庁ホームページ「大法人の電子申告の義務化の概要」をご覧ください。
<http://www.nta.go.jp/ho/jin/gimuka/index.htm>

申告と納税はインターネットで

国税の申告と納税は



www.e-tax.nta.go.jp

イータックス 検索

地方税の申告と納税は



www.eltax.jp

エルタックス 検索



◀ 県法連主催の

青年部会連絡協議会セミナー

3月2日、箱根湯本の吉池旅館において、県法連主催の青年部会連絡協議会セミナーが開催され、県下の法人会から総勢231名の青年部会員が集い、本会から8名が参加した。特別講演として、元陸上選手の為末大氏を講師に招き「ハードルを越える」をテーマに講演が行われ、大変好評だった。



▶ 南毛利第2支部研修会

南毛利第2支部は3月20日、JAあつぎ南毛利支所において、18名が参加して研修会を開催した。フェリタス社会保険労務士法人の石川弘子氏を講師に招き「社会保障と年金のなし」をテーマに研修を行った。



▼ 青年部会レクリエーション大会

青年部会は3月22日、厚木プラザボウルにおいて、ボウリング大会を開催した。総勢24名が参加して、楽しく腕を競い合い、会員相互の親睦を深めた。



▶ 厚木第2支部

日帰り旅行会

厚木第2支部は3月24日、15名が参加して静岡方面へ日帰りバス旅行会を開催した。三島大社の参拝や三島スカイウォークの散策等を楽しみ、参加者相互の親睦を深めた。



▼ 新入会員歓迎研修会

3月27日、厚木商工会議所において、昨年本会へ入会された会員を対象に、新入会員歓迎研修会を開催した。当日は新入会員をはじめ、本会役員並びに新入会員の紹介者等を交えて、総勢66名が参加した。第一部では新入会員の企業PRを兼ねた自己紹介を行い、第二部では、厚木税務署の大辻副署長を講師に招き「税と税務署」について研修を行った。また歓迎会では、参加者相互の親睦と交流を図った。



▶ 睦合支部研修会

睦合支部は3月28日、睦合西公民館において、税務研修会を開催し、30名が参加した。当日はステップアップ税理士法人の小川正人税理士を講師に招き「財産承継について」をテーマに研修を行った。

◀ 全法連主催の

全国女性フォーラム（山梨大会）

4月12日、アイメッセ山梨において、上部団体の全法連主催の第13回全国女性フォーラムが華やかに開催された。全国から約1600名の女性部会員が集い、本会から5名が参加した。同大会では社会貢献活動や租税教育の活動報告、大会式典等が行われ、また記念講演としてフリーアナウンサーの国井雅比古氏が「小さな旅と私」との出会いと発見をテーマに講演を行った。





▼ **経理実務講座**
 5月14日から厚木商工会議所において、初級者を対象にした経理実務講座（5回シリーズ）を開催し、7名が受講した。税理士会厚木支部所属の佐藤寛税理士に講師を依頼し、仕訳の仕方や帳簿のつけ方、決算書の作成方法など、簿記とその関連事項について研修した。



▲ **源泉部会定例研修会**

源泉部会は4月18日、厚木アーバンホテルにおいて、29名が参加して定例研修会を開催した。当日は厚木税務署担当官に講師を依頼し、税制改正と給与に関する毎月の源泉徴収等について研修した。



▶ **源泉所得税実務講座**

5月16日、厚木アーバンホテルにおいて、7名が参加して初任者を対象にした源泉所得税実務講座を開催した。当日は厚木税務署担当官に講師を依頼し、月々の源泉徴収事務の仕方から納付書の記載等について研修した。



▲ **依知支部日帰り旅行会**

依知支部は5月18日、17名が参加して東京方面へ日帰りバス旅行会を開催した。東京スカイツリーの見学や浅草水上バスでの遊覧、また築地場外市場の散策等を楽しみ、参加者相互の親睦を深めた。

▼ **厚木市・厚木市教育委員会が後援**

「税について考えよう&ペットボトルロケット大会」

5月27日、ぼうさいの丘公園において、青年部会が中心となり、子どもたちの租税教育活動の一環として「税について考えよう&ペットボトルロケット大会」を実施した。地域住民をはじめ、各小学校等にも参加を呼びかけ、地域の児童・保護者など総勢94名が参加した。当日は青年部会員が講師となり、クイズ形式による租税教室を行い、親子で一緒に税の役割や大切さなど学ぶとともに、終了後は家族で楽しくペットボトルロケットを製作し、グラウンドで打ち上げて飛行距離を競い合い、参加者相互の交流を図った。



クイズ形式による租税教室



ペットボトルロケット製作



▲ **女性部会税ミナール（税務研修会）**

女性部会は6月6日、厚木市文化会館において、税務研修会を開催し、22名が参加した。厚木税務署担当官に講師を依頼し「平成30年度税制改正大綱の概要」をテーマに最新の税情報について研修した。



楽しく打ち上げ（優勝記録 146m）



【 無料相談のご案内 】

本会では、下記事務所のご厚意により、無料で税務、社会保険、不動産・会社登記等の相談を実施しています。ご希望の方は、法人会事務局(Tel221-1055)または下記事務所へお電話してください。

- 浅岡信一税理士事務所
厚木市旭町2-2-18
電話(046)229-7030
- 税理士法人あいかわ 和田明
愛川町春日台5-4-8
電話(046)286-2256
- ライトハウス税理士法人
厚木市水引1-1-6 サミット厚木ビル4階
電話(046)222-8800
- 村松マユミ社会保険労務士事務所
厚木市栄町1-5-4-504
電話(046)225-0725
- 八木章 司法書士事務所
厚木市水引1-15-17 小島ビル2階
電話(046)297-3105
- 司法書士 石垣公雄事務所
厚木市寿町3-4-5 米山ビル301
電話(046)221-5556

【 無料記帳指導制度のご案内 】

東京地方税理士会厚木支部のご協力を得て、税理士関与されていない方を対象に、記帳指導を行っています。この制度は、東京地方税理士会厚木支部の担当税理士が、皆様の会社の事務所に直接訪問して3回程度記帳指導を行うもので、指導料は無料です。ご希望の方は法人会事務局までご連絡ください。

インターネットセミナーのご案内

本会ホームページから無料で視聴することができます

会員企業をはじめ、一般向けに経営支援情報や環境、健康、カルチャーなどのセミナーをインターネットを通じて配信しています。多彩なセミナー動画を常時公開していますので、仕事に役立つ情報やヒントが満載です。

- ◎インターネットセミナーだから何時でも・何処でも・好きなだけご利用できます。
- ◎映像と音声による本格的セミナーが受講できます。
- ◎忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適です。
- ◎社内研修や自己研鑽などにご活用ください。
- ◎本会会員は、ID(hj0229)とパスワード(1055)を入力してログインすることによって、より多くのコンテンツを視聴できます。



税金クイズその他各種の
お申込み・応募先は、法人会事務局まで
〒243-0017 厚木市栄町1-16-15 (厚木商工会議所3階)
公益社団法人 厚木法人会 事務局
TEL 046-221-1055 FAX 046-222-3808
E-mail info@a-netor.jp

個人情報の取扱いについて
当会は、会員企業に係る「個人情報」を、研修会・諸会議等の開催通知、広報誌等の送付、並びに福利厚生制度等のご案内、名簿作成など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは、一切ございません。

新入会員紹介

期間 [平成29年12月～平成30年6月]

| 地区・支部名 | 会 員 名 | 地区・支部名 | 会 員 名 |
|---------|----------------------|-----------|------------------|
| 寿 町 | 澤井由式税理士事務所 | 妻 田 第 1 | 株式会社 トータル・ケアサポート |
| 中 町 | 長谷川 亮太 | 妻 田 第 1 | ウッドリペア スマイル |
| 厚 木 西 | 三橋整形外科リハビリテーションクリニック | 妻 田 第 1 | 敷島金属工業 株式会社 厚木工場 |
| 厚 木 西 | 株式会社 サンアルボレーヴ | 妻 田 第 2 | 株式会社 中山建装 |
| 厚 木 北 | オヘソファクトリー 株式会社 | 依 知 中 | 中村 聡一 |
| 厚 木 北 | 須藤会計事務所 | 依 知 中 | 株式会社 アウル |
| 厚 木 | LIVEBAR cocina | 依 知 南 | 池上大二税理士事務所 |
| 小 鮎 | 有限会社 高橋建装 | 依 知 南 | 佐々木嘉市郎商店 合同会社 |
| 小 鮎 | 有限会社 kensei | 南 毛 利 北 西 | 野村工業 |
| 下 荻 野 | 株式会社 ヒロコーポレーション | 愛 甲 | 西岡 祐一 |
| 荻 野 上 中 | MYガーデンエクステリア | 愛 甲 | 石井 哲夫 |
| 睦 合 北 | 株式会社 輝 | J A あつぎ | 有限会社 佐々木花園 |
| 睦 合 北 | 三協パイオテック 株式会社 | — | — |

※ 機関紙・ホームページの公開に同意いただいた新入会員を掲載しています。

第13回地域ふれあい講演会のご案内

公益社団法人厚木法人会では、テレビでお馴染みの気象予報士・お天気キャスターの森朗氏を招き、「第13回地域ふれあい講演会」を開催いたします。お誘い合わせのうえ、是非ご参加ください。（手話通訳あります）

平成30年10月22日（月）

開演 18:00～19:50
（受付 17:00）

入場無料

会場 厚木市文化会館 大ホール

※駐車台数に制限があり、駐車できなくなる場合がありますので、お車のご来場はなるべくご遠慮ください。

講演テーマ 「異常気象と環境問題」

TBSテレビ「ひるおび!」でお馴染みの
気象予報士・お天気キャスター

もり あきら
森 朗 氏

【お申し込み】

◎参加希望の方は、法人会事務局まで電話（046-221-1055）でお申込みください。

電話での受付時間：平日の午前10時～午後5時（土・日及び祝日は除きます。）

◎FAXまたはメール等でお申込みされる場合は、①参加者名、②電話番号、③FAX番号、④複数で参加の場合は合計人数を明記のうえ、お申込みください。FAX番号（046-222-3808） E-Mail info@a-net.or.jp

【共催】 厚木市

【協賛】 一般社団法人神奈川県法人会連合会 東京地方税理士会厚木支部 厚木納税貯蓄組合総連合会

【後援】 厚木税務署 神奈川県
愛川町 清川村

一般社団法人厚木青色申告会 厚木間税会 神奈川県中央小売酒販組合 厚木優申会
厚木商工会議所 愛甲商工会 大同生命保険(株) AIG損害保険(株) アフラック (順不同)

厚木法人会会員のみなさまへ

 **が勤労者の福利厚生をサポートします！**

- インフルエンザ予防接種助成、事業主慰労金を新設 —
- 宿泊旅行助成は近隣市町村も対象になりました —

ハートピアは、勤労者の総合的な福利厚生事業を行うことを目的として、共済給付（事業主慰労金・永年勤続慰労金等）や各種助成（インフルエンザ予防接種・定期健康診断・人間ドック・宿泊旅行等）、ご家族も参加できるイベントやツアー、観劇・コンサートチケットが一般価格より安く購入できるなど、会員のみなさまに魅力満載の事業を提供しております。

会費は、1人月額600円（事業主が1/2以上負担）で、家族従業員やパート・アルバイトの方も加入できます。（厚木市内の事業所が対象ですが、厚木市在住であれば市外に勤務の方でも個人会員として加入できます。）

また、未加入の事業所・個人をご紹介いただき、その事業所・個人がハートピアに加入された場合、**加入会員1人につき1,000円の商品券をお渡しします。**

（1事業所あたり10万円を限度とします。）

ぜひ、お取引先やお知り合いの事業所・個人をご紹介ください。

詳細につきましては、下記までお問い合わせください。



HPへアクセスしてください。

公益財団法人 厚木市勤労者福祉サービスセンター
（ハートピア事務局）
〒243-0018 厚木市中町3-16-1 厚木市役所第二庁舎8階
TEL 046-206-4151 FAX 046-206-4611
URL <https://atsugi-heartpia.zenpuku.or.jp/>
e-mail info@atsugi-heartpia.or.jp



厚木市マスコットキャラクター
おゆいちゃん